

別表第一(第三条関係)

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(同条に規定する大学を除く。)並びに同法第二百二十四条に規定する専修学校及び同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校のうち主として十八歳未満の者が在学するもの
- 二 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所及び同法第二条第一項に規定する助産所
- 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。)第五条第一項に規定する障害福祉サービス(生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援(生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を提供するものに限る。)、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助に限る。)を行う施設(他の項に掲げるものを除く。)
- 四 障害者総合支援法第五条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十五項に規定する地域活動支援センター及び同条第二十六項に規定する福祉ホーム
- 五 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第五条第一項に規定する身体障害者福祉センター
- 六 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の二の二第一項に規定する児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う施設並びに同法第七条第一項に規定する児童福祉施設(同項に規定する児童家庭支援センターを除く。)
- 七 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の三に規定する老人福祉施設(同条に規定する老人介護支援センターを除く。)及び同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム
- 八 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設
- 九 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第三十八条第一項に規定する保護施設(同項第五号に規定する宿所提供施設を除く。)
- 十 日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設であって児童福祉法第三十五条第三項の届出をしていないもの又は同条第四項の認可を受けていないもの(同法第五十八条の規定により児童福祉施設の認可を取り消されたものを含む。)